

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1	自家用有償による運行	・路線バスが運行されているエリア（ルート）での交通空白はどのように考えれば良いでしょうか。	・自家用有償旅客運送の法令上の要件は「一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調っていること」ですので、路線バスが運行されているエリア（ルート）であっても、協議を経て当該要件に該当すれば、自家用有償旅客運送の導入が可能です。
2	自家用有償による運行	・自家用有償旅客運送車両の乗り場として、既存の路線バス停留所（もしくは付近）に設定する場合の道路交通法との兼ね合いはどのようになるのでしょうか。	・自家用有償旅客運送車両の乗り場として、既存のバス停（路線定期運行）を使用する場合、既存バス停にかかる道路交通法の駐停車禁止の除外手続きが必要となります。
3	自家用有償による運行	・市町を跨っても自家用有償旅客運送による運送は可能でしょうか。	・路線を定めて自家用有償を行う場合、路線が跨がる複数市町村で協議が調うことで、可能です。 ・区域を定めて自家用有償を行う場合、制度上、協議が調い登録を受けた区域を「発地又は着地」とする運送が可能です。運送内容等により、区域外の市町村における協議を行うことが望ましい場合があります。
4	自家用有償による運行	・自家用旅客運送制度は、過疎地域その他交通が著しく不便な地域かつ運営協議会等において、過疎地域に類する地域であると認められた場合に、当該地域において運送することは可能とのことだが、過疎地域の定義や全国の中核市での導入実績はあるのか。	・自家用有償旅客運送の法令上の要件は「一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調っていること」です。なお、「自家用有償旅客運送事例集」において、必ずしも過疎地域ではない地域における取組事例をお示ししているところ。 [自家用有償旅客運送事例集] (国交省HP) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html 相談窓口等 [7] 自家用有償旅客運送事例集
5	自家用有償による運行	・バス・タクシーなどの公共交通ではカバーできない地域というのに、「タクシーの営業圏域であるが、利用者の経済負担からタクシーを日常的に使用することができない」ことは含まれますでしょうか？	・自家用有償旅客運送の導入の協議におけるひとつの考慮材料となり得るものと考えられます。 なお「地域交通の把握マニュアル」において、既存の自家用有償旅客運送実施地域の状況として「タクシーの利用金額（片道）2000円」と、タクシー運賃の目安を示しています。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
6	自家用有償による運行	<p>・現在市町村委託事業でタクシー事業者が路線で11人乗りのバスで1日4便定期運航してるが地域住民が路線迄出向いてくることが困難な住民が有る地域の移送をする場合空白地輸送として、社協で実施は可能か。</p>	<p>・協議が調うことにより、社会福祉協議会が交通空白地有償運送の登録を受けて実施することは、制度上は可能です。</p> <p>・バスのダイヤ設定や乗継拠点の整備等による利便性向上を図りつつ、定期運行のバスと交通空白地有償運送との適切な役割分担について協議を進めることで、実施することが考えられます。</p>
7	事業者協力型自家用有償	<p>・福祉有償運送事業を市町村が実施主体となって実施し、タクシー業者に運行管理、車両整備管理の他運行も委託することができるということでしょうか。</p>	<p>・制度上、市町村が実施主体（運送主体）となって福祉有償運送を行い、タクシー業者に運行管理や車両整備管理を委託しつつ、その他の業務も委託することは可能です。</p>
8	事業者協力型自家用有償	<p>・事業者協力型の自家用有償運送で交通事業者が担える業務は、運行管理及び車両整備にとどまり、実際の運転は別の者になるのでしょうか？</p>	<p>・事業者協力型自家用有償旅客運送として登録を受けるための要件は、協力事業者が「運行管理＋車両整備管理」を行うことです。</p> <p>（道路運送法79条の2第1項5号、道路運送法施行規則51条の2の2）</p> <p>・また、事業者協力型自家用有償旅客運送として登録を受けたいうえで、協力事業者が「運行管理＋車両整備管理」に加えて、運転業務を行うことも可能です。</p>
9	事業者協力型自家用有償	<p>・事業者協力型について筆問ですが福祉有償運送と同一法人にて介護タクシー事業を行っており協力型の該当しますか。</p>	<p>・一般旅客自動車運送事業者が、法令で定める事項について協力する場合には、事業者協力型自家用有償として登録が可能です。</p> <p>このことは、適切に協議が調ったうえで、同一の法人が一般旅客自動車運送事業者と福祉有償運送を行う場合であっても、異なることはありません。</p>
10	旅客の範囲	<p>・精神障害、知的障害、介護保険法要支援者も個別的、協議は必要なく、事業所が登録すれば輸送が可能か、利用者から障害者差別を従来では言われていたが、どうなったかお示ししていただきたい。</p>	<p>・現行制度上は、施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者を対象とする場合には、運営協議会等において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認を必要としています。</p> <p>（通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針」2.（2）⑧運送しようとする旅客の範囲（ロ））</p>
11	運送の対価	<p>・運賃について、協議会で定める場合目安より安価にも設定は可能でしょうか？</p>	<p>・旅客から収受する対価の目安は、対価の額の上限でも下限でもありませんので、実費の範囲内であること等の基準を満たしていれば、目安より安価な設定も可能です。</p> <p>（道路運送法79条の8、道路運送法施行規則51条の15）</p>

No.	項目	ご質問内容	ご回答
12	運送の対価	<p>・運送の対価について、実費が2分の1を超える場合、燃料費、人件費の他、どのような費用が考えられるでしょうか？運行実績にかかわらずかかる費用（例えば、予約等を受け付けるための事業に特化した事務所でかかる固定経費等）はどのような料金設定が考えられるでしょうか？</p>	<p>・旅客から収受する対価により償う費用は、燃料費、人件費の他、事務所経費等運送を行うにあたり必要となる費用が考えられます。</p> <p>・このうち、運行実績にかかわらず発生する費用については、費用の年額を、1年間に見込まれる運行回数や走行キロから、1回／1キロあたりに換算し、旅客から収受する対価として積み上げる金額を算出する方法などが考えられます。</p> <p>（道路運送法79条の8、道路運送法施行規則51条の15）</p>
13	運送の対価	<p>・運転者の雇用形態が従業員である場合、最低賃金の高騰が続き、人件費、及びヘルパー不足から、介護の必要な方の需要が高く困っています。介護料金として別途徴収は可能か（介護タクシーは別途請求可能）</p>	<p>・福祉有償運送において、実費の範囲内であることや協議が調っていること等の基準を満たしたうえで、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）や添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）を設定することは可能です。</p> <p>（通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」2.（1）②運送の対価以外の対価ハ、その他の料金）</p>
14	運送の対価	<p>・先ほどの福祉有償運送の運送の対価の実費の考え方について、事業にかかる費用を積み上げると、結局一般タクシーと同様の料金帯まで上がる場合、現実的にどのような価格設定をされることが可能でしょうか？（運営協議会の判断に委ねられると事があると思いますが）</p>	<p>・旅客から収受する対価は「運送の対価」と「運送の対価以外の対価」に区分されます。</p> <p>・福祉有償運送において、実費の範囲内であることや協議が調っていること等の基準を満たしたうえで、「運送の対価以外の対価」として、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）や添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）を設定することは可能です。</p> <p>（通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」2.（1）②運送の対価以外の対価ハ、その他の料金）</p>
15	遵守事項	<p>・異常気象等の判断基準はありますか？</p>	<p>・各自治体や関係機関からの情報提供等の内容を参考に基準を設けることが一つの方法かもしれません。</p>
16	遵守事項	<p>・運行計画表は、利用者によって行き先や自宅等が違うのですが、一人一人どのルートを通るのかといったことを決めないといけないでしょうか。</p>	<p>・個別輸送など運行形態によってはルートをあらかじめ定めることが現実的ではないかもしれませんが、運転者が安全に運転できるように、予め決めておくことが可能な範囲で、計画を定めることが求められます。</p>
17	遵守事項	<p>・重大事故でなければ協議会や運輸支局への報告はいりませんか？</p>	<p>・重大事故（死者又は重傷者を生じたもの等自動車事故報告規則2条に規定する事故）に該当しない場合は、自動車事故報告規則に基づく報告は不要ですが、発生した事故の程度や経緯等を踏まえ、必要に応じて、協議会や運輸支局等にご報告をお願いします。</p>

No.	項目	ご質問内容	ご回答
18	遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・確認ですが、市町村営の場合は運転者証の作成と掲示は不要でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上、市町村が主体となる自家用有償旅客運送においては、運転車証の作成、掲示は求められておりません。
19	遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な運転のための確認表の「確認者」については誰がすべきか？要件はありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全な運転のための確認」は、法令で定める運行管理の責任者の業務ですので、運行管理の責任者が行わなければなりません。 (道路運送法施行規則51条の17第3項7号)
20	特定事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について、この度新設された「運行管理の責任者の講習」「運行に関する計画」「交替するための運転者の配置」「異常気象時等における措置」は特定事務所のみにおいて新設されたもの（特定事務所以外は不要）との認識でよいのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・お尋ねの新設事項については、特定事務所のみにおいて新設されたもの（特定事務所以外は不要）との認識で差し支えありません。
21	特定事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を3台所有しています。普通車のリフトカー2台と軽のスロープカー1台です。管理の上で大きく変わるところがありますか。 ・特定事務所にあてはまらなければ今までどおりの申請でよいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員10人以下の自動車3両の管理を行う事務所は、特定事務所には該当しません。 ・特定事務所に該当しなければ、運行管理上、大きく変わるころはなく、従来どおりで支障ありません。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
22	特定事務所	<p>・人員配置について教えてください。</p> <p>例① デイサービスで2台、福祉有償運送で3台の車両を使用している法人の場合。 運行管理の責任者は（特定事務所ではないので）資格要件を問われないけれど、事業所の合計台数が5台なので、安全運転管理者1名の選任が必要という理解でいいでしょうか。</p> <p>例② デイサービスの車両が1台、福祉有償運送の車両が5台ある法人の場合。 福祉有償運送のために運行管理の責任者で資格を満たした人を1名配置することが必要で、安全運転管理者の選任は不要という理解でいいでしょうか。</p> <p>例③ デイと福祉有償運送の車両がそれぞれ5台ある法人の場合。 運行管理の責任者が1名、安全運転管理者が1名必要で、一人が兼任してよい。</p> <p>このような理解でいいでしょうか。</p>	<p>・自家用有償旅客運送に使用する自動車以外の自家用自動車も管理する事務所における安全運転管理者の選任については、道路交通法関係法令により取り扱われます。 （各府県の事務所を管轄する警察署又は警察本部担当課（交通企画課など）にご確認をお願いいたします。）</p>
23	特定事務所	<p>・「特定事務所」について、法人としては規定以上の車両を所有していますが、各支所ごとの登録車両にて運行を行っております。その場合は各支所ごとの所有車両数として基準を考慮よろしいでしょうか。</p>	<p>・「特定事務所」は「乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所」とされており、「特定事務所」に該当するか否かは、自家用有償旅客運送の事務所ごとの、配置車両の数や乗車定員により、定まります。</p>
24	特定事務所	<p>・特定事務所とは、自動車が5両以上とのことですが、例えばですが全体で8台所有していて、支所で3台ずつなどになると、特定事務所に該当するのでしょうか。</p>	<p>・「特定事務所」は「乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所」とされており、「特定事務所」に該当するか否かは、自家用有償旅客運送の事務所ごとの、配置車両の数や乗車定員により、定まります。</p> <p>・自家用有償旅客運送の事務所である各支所ごとに、乗車定員10人以下の自動車が3両ずつ配置されている場合は、各支所は「特定事務所」にはあたりません。</p>
25	アルコール検知器	<p>アルコール検知器での酒気帯び有無確認の義務化の大体の見込みを教えてください。よろしくお願いいたします。</p>	<p>・現時点で、具体的な目処はお伝えできかねます。</p>

No.	項目	ご質問内容	ご回答
26	アルコール検知器	・先ほどのアルコール検知器を使用したのチェックについて「当分の間は適用しない」ということですが、そもそも特定事業所でなければ（小規模の事業所）チェックする必要はないのですか？	・「特定事務所」に該当しない事務所については、アルコール検知器の使用に関する義務づけはありません。（「特定事務所」に該当しない事務所であっても、乗務前の確認における酒気帯びの有無の確認は必要です。） (道路運送法施行規則51条の22)
27	アルコール検知器	・福祉有償運送事業の運転手のアルコールチェックはわかりましたが、同事業所にて介護保険事業所の職員等事務職員も含めて、アルコールチェック当面義務づけは無くなったと考えいいか。	・自家用有償旅客運送以外の業務における運転にかかるアルコール検知器を使用した飲酒の有無の確認については、道路交通法関係法令により扱われることとなります。（道路交通法関係法令においても、当面の間、アルコール検知器の使用義務づけはなされていないと承知しています。）
28	運行管理の代行者	・運行管理を代行する者の資格要件はあるでしょうか。	・法令上は「運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする」としており、運行管理を代行する者の資格要件については明確に規定されていませんが、運行管理の責任者に求められる資格要件を満たす者が、運行管理を代行することが望ましいといえます。（通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（2）運行管理①）
29	講習	・特定事務所に該当しない場合でも運行管理の責任者に基礎講習等受講してもらう方が望ましいでしょうか？	・運行管理者基礎講習は「運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得」を目的とする講習であり、「特定事務所」に該当しない場合でも、運行管理の責任者が受講することが望ましいといえます。
30	講習	・安全運転管理者講習を毎年受けていても、運行管理者対象の講習の受講は必要ですか	・R4年度以降に選任された運行管理の責任者は、安全運転管理者講習に代えて、2年ごとに運行管理者一般講習の受講が必要となります。（安全運転管理者講習で代えることはできません。）
31	講習	・運行管理者講習の受講で、年1回の安全管理者講習は受講しなくてもよくなるのでしょうか	・自家用有償旅客運送の運行管理の責任者については、安全運転管理者講習に代えて、運行管理者一般講習を2年ごとに受講することとなります。
32	講習	・安全運転管理者講習と運行管理者一般講習とは異なる講習でしょうか	・一概には申し上げられかねます。

No.	項目	ご質問内容	ご回答
33	講習	<p>・当会は、支所毎に運行管理責任者を選任していますが、運行管理者一般講習は全員が受講しなければいけないのでしょうか。また、一般講習は、交通安全協会が実施する安全運転管理者講習（毎年実施）で可能でしょうか？</p>	<p>・「特定事務所」に該当する事務所については、事務所ごとに選任される各運行管理の責任者は、全員、受講しなければなりません。</p> <p>・自家用有償旅客運送の運行管理の責任者が2年ごとに受講しなければならない講習は「運行管理者一般講習」ですので、安全運転管理者講習で代えることはできません。</p>
34	申請手続き等	<p>・運営協議会は定期的開催されるものか、事業者（自家用有償旅客運送の運送主体となる者）が開催を要求して開催されるのか。</p>	<p>・運営協議会を主宰する市町村ごとの開催状況によるので一概にはいえませんが、定期的開催される場合や、協議事項事案に応じて開催するケースが考えられます。</p>
35	申請手続き等	<p>・R5年10月に更新の場合、何月までの協議会にかけの必要がありますか？</p>	<p>・自家用有償旅客運送の登録申請（新規・更新・変更）の標準処理期間は一ヶ月ですので、9月30日が登録の有効期間の満了日の場合、8月中に更新登録申請を行うこととなります。したがって、8月中に申請が可能な時期までに行われる協議会で協議が調うことが必要となります。</p>
36	申請手続き等	<p>・有償運送取組地区の更新時における運転者の登録の際には、運転記録証明などの添付書類が更新の都度必要になるのでしょうか。</p>	<p>・運転記録証明書は登録申請書への添付は求めておりませんが、更新の都度の申請書への添付は不要です（なお、協議会において、更新の協議にあたり違反経歴の確認を行うケースについて、違反経歴確認のために運転記録証明書を取得することは妨げるものではありません。）。</p>
37	申請手続き等	<p>・車検証は通常2年ごとに車検があり更新されると思いますが更新日以外変更がない場合は省略可との認識でよろしいですか？</p>	<p>・車検証等の「自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類」は、更新登録においては「更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができるもの」としており、継続検査の受検による「有効期間の満了する日」の変更については、使用権限に関する変更が生じたものにはあらず、添付を省略することができるものと扱います。</p> <p>（通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」5.（2）添付書類③）</p> <p>（通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」5.（2）添付書類③）</p>
38	申請手続き等	<p>・申請書類について。提出書類に「運転者一覧表」が追加されましたが、内容的には従前からある「運転者就任承諾書 兼 就任予定運転差名簿」と内容重複します。なぜ追加で提出することになったのでしょうか？</p>	<p>・事業者協力型の登録申請にあたり、運転者一覧表の添付により、その他の運転者に関する書類を省略することとしたため、運転者一覧表を新たに設けたものです。</p>

No.	項目	ご質問内容	ご回答
39	コミュニティバスの定義	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に「コミュニティバス」という言い方をしますが、「コミュニティバス」の定義はありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 通達「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」に規定する「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、コミュニティバスの定義として「交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）(2) 市町村自らが登録を受けて行う自家用有償旅客運送」と示しています。
40	地域交通の把握に関するマニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 「地域交通の把握に関するマニュアル」を、運輸支局の方から地域公共交通会議や運営協議会でご紹介いただけるよう周知していただけないでしょうか。運輸支局からご紹介くださらないと、マニュアルの内容も判断の仕方も、会議の議題になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局管内の各運輸支局等に、改めて周知いたします。
41	福祉タクシーチケット	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送は福祉タクシーチケット使用対象、事業者にあたるのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> チケット発行者にご確認をお願いします。